

# 11月は児童虐待防止月間です

いち早く知らせる勇気 つなぐ声



児童虐待を正しく理解し、家庭や学校、地域など社会全体で子どもを見守りましょう。

子育て支援課 家庭児童相談室  
995-1862（福祉保健会館2階）

## 児童（子ども）虐待とは

本来、子どもを守るべき保護者（親や親に代わる養育者）が子どもの身体や心を傷つけることを言います。子どもへの虐待は大きく4つに分けられますが、これらが重複して起きていることが少なくありません。

### ●身体的虐待

- たたく、殴る、蹴るなどの暴力をふるう
- やけどさせる
- 長時間戸外へ締め出すなど



### ●心理的虐待

- 大声で怒鳴り続ける、ののしったり脅迫したりする
- 子どもの心を傷つけることを言う
- 無視したり拒否的な行動をとったりする
- 兄弟間での差別的な扱いをする
- 子どもの目の前で配偶者などにDV（暴力や暴言、無視など）をする



### ●ネグレクト

- 十分な食事を与えない
- 身体や環境を不潔なままにする
- 病気やけがをしても病院へ連れて行かない
- 家に閉じ込めて学校などへ行かせない
- 保護者以外の同居人による虐待を保護者が放置する



### ●性的虐待

- 性的ないたづらをする
- 性的関係を強要する
- 性器や性交を見せる
- ポルノグラフィーの被写体などを子どもに強要するなど



迷わず  
相談・通告を

児童相談所  
全国共通ダイヤル **189**

いち早く

発信元の市内局番などから管轄の児童相談所へつながります。

原則48時間以内に児童相談所の職員などが訪問し、子どもの安否確認を行います。虐待だと決めつけずに慎重に調査して対応します。

適切な子育て支援につなげます。

- 間違いでも…通告者に責任や罰則はありません。
- 虐待があっても…通告者の情報を知らせることはありません。

## 虐待の根底には「育児不安」「子育ての悩み」「ストレス」などがある場合があります

出産や子育ての不安や悩みをひとりで抱え込まず、気軽に相談してください。子どもに関わる人たちみんなが、地域ぐるみで子育てをサポートすることが大切です。どんな小さなことでも気になることがあれば、こども家庭センター（家庭児童相談室）や健康推進課、子育て支援センターの職員などへ相談してみましょう。不安や悩みを一緒に考えます。

## 家庭児童相談室ではどんな相談にのってくれるの？

- 子育てのこと…子どもをかわいく思えない、子どもをたたいてしまうなど
- 子どもの行動で気になることがある…落ち着きがない、わがままで困る、友達と仲良くできないなど
- 知り合いや近所の子どものこと…よく泣き声が聞こえる、親が怒鳴る声が聞こえるなど
- 子ども自身の悩み…家にいたくない、学校に行きたくない、親との関係がうまくいかないなど

## 相談方法

来所相談・面談、電話相談、訪問相談

相談は無料で、内容に関する秘密は厳守します。保護者からの相談だけでなく、子ども（児童）からの相談にも対応します。